

2019年9月30日

健保担当責任者 殿
被保険者各位

パナソニック健康保険組合

**令和元年台風第15号の影響により被災した
被保険者等に係る一部負担金及び健康保険料等の取り扱いについて**

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
令和元年台風第15号の影響による停電および災害に伴い、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

【別紙1】をご参照ください

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【上記①の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
事業統括課 山中・河野
TEL 0120-878-863 (フリーダイヤル)

以上

災害救助法 適用地域 ※2019年9月24日時点	
東京都	島しょ大島町（とうしょおおしままち）
千葉県	<p>千葉市（ちばし） 中央区（ちゅうおうく）・花見川区（はなみがわく） 稲毛区（いなげく）・若葉区（わかばく）・緑区（みどりく）</p> <p>銚子市（ちょうしし）・館山市（たてやまし）・木更津市（きさらづし） 茂原市（もばらし）・成田市（なりたし）・佐倉市（さくらし） 東金市（とうがねし）・旭市（あさひし）・勝浦市（かつうらし） 市原市（いちはらし）・鴨川市（かもがわし）・君津市（きみつし） 富津市（ふつつし）・四街道市（よつかいどうし） 袖ヶ浦市（そでがうらし）・八街市（やちまたし） 印西市（いんざいし）・富里市（とみさとし） 南房総市（みなみぼうそうし）・匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし）・山武市（さんむし）・いすみ市（いすみし） 大網白里市（おおあみしらさとし）</p> <p>印旛郡（いんぱぐん） 酒々井町（しすいまち）・栄町（さかえまち）</p> <p>香取郡（かとりぐん） 神崎町（こうざきまち）・多古町（たこまち） 東庄町（とうのしょうまち）</p> <p>山武郡（さんぶぐん） 九十九里町（くじゅうくりまち）・芝山町（しばやままち） 横芝光町（よこしばひかりまち）</p> <p>長生郡（ちょうせいぐん） 一宮町（いちのみやまち）・睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら）・白子町（しらこまち） 長柄町（ながらまち）・長南町（ちょうなんまち）</p> <p>夷隅郡（いすみぐん） 大多喜町（おおたきまち）</p> <p>安房郡（あわぐん） 鋸南町（きよなんまち）</p>

最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html